

# 国立大学法人佐賀大学安全衛生管理規程

(平成16年4月1日制定)

## 目 次

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 安全衛生管理体制

　第1節 学長の責務等（第4条 - 第10条）

　第2節 安全衛生管理委員会（第11条 - 第18条）

　第3節 安全衛生委員会（第19条）

第3章 健康管理（第20条 - 第32条）

第4章 安全衛生教育（第33条・第34条）

第5章 災害の予防（第35条）

第6章 健康の確保（第36条 - 第38条）

第7章 雜則（第39条・第40条）

## 附 則

　第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）における職員の安全及び衛生の管理に関する基本事項を定め、職員の安全と健康の確保を図ることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのあるもののほか、本法人における職員の安全及び衛生の管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）及びその他関係法令の定めるところによる。

（遵守義務）

第3条 本法人及び職員は、この規程を遵守し、安全衛生の確保に努めなければならない。

　第2章 安全衛生管理体制

　第1節 学長の責務等

（学長の責務）

第4条 学長は、本法人における安全及び衛生管理の業務を統括管理する。

（総括安全衛生管理者）

第5条 本法人に、法第10条の規定により総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、衛生管理者等を指揮するとともに、次に掲げる業務を統括管理する。

（1）職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

（2）職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

（3）健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

（4）労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するための必要な業務で省令で定めるもの

（衛生管理者）

第6条 本法人に、法第12条の規定により衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、省令第10条に定める必要な資格を有する職員及び衛生管理者試験に合格した職員のうちから学長が選任する。

3 衛生管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康に異常のある者の発見及び措置に関すること。
- (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持のための措置に関すること。
- (6) 職員の負傷、疾病、死亡、欠勤及び移動に係る統計の作成に関すること。
- (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
- (8) 少なくとも毎週1回は作業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じること。

(衛生推進者)

第7条 本法人に、法第12条の2の規定により衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、省令第12条の3に定める資格を有する職員のうちから学長が選任する。

3 衛生推進者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(産業医)

第8条 本法人に、法第13条の規定により産業医を置く。

2 産業医は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (8) 少なくとも毎月1回は作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じること。

3 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(作業主任者)

第9条 本法人に、法第14条の規定により作業主任者を置く。

2 作業主任者は、省令第16条に定める資格を有する者のうちから選任する。

3 作業主任者は、作業又は設備の危険・有害性による労働災害を防止するため、作業に従事する職員に対する指揮等に関する業務を行う。

(総括安全衛生管理者等の選任及び解任)

第10条 学長は、第5条から前条までに定める総括安全衛生管理者等の選任及び解任を行う。

2 前項の選任及び解任は、文書をもって行うものとする。

## 第2節 安全衛生管理委員会

(安全衛生管理委員会)

第11条 本法人に、本法人の安全衛生管理及び環境保全について全学的な視点に立った総括を行うとともに、大学構成員の安全衛生管理に関する意識の高揚を図り、多岐にわたる安全衛生管理の円滑な実施に資するため、国立大学法人佐賀大学安全衛生管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第12条 委員会は、本法人における各種の安全衛生管理に関する組織との連携を図るとともに、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 安全衛生管理に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 安全衛生管理に係る情報交換に関すること。
- (3) 全学の安全衛生管理の基本計画に関すること。
- (4) 全学の環境保全に関すること。
- (5) その他安全衛生管理に関し必要な事項

（委員会の組織）

第13条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名した者
- (2) 総括安全衛生管理者
- (3) 各安全衛生委員会から選出された者 各1人
- (4) 産業医
- (5) 学系長及び医療系長
- (6) 保健管理センター長
- (7) 環境安全衛生管理室長
- (8) 総務部長
- (9) 環境施設部長
- (10) 学務部長
- (11) 医学部事務部長
- (12) その他学長が指名した者 若干人

（委員長）

第14条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

（任期）

第15条 第13条第3号及び第12号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 第13条第3号及び第12号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員会）

第16条 委員会に、本法人における総合的な安全衛生確保及び環境保全に関する専門的な事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

（意見の聴取）

第17条 議長が必要と認めたときは、委員会に構成員以外の者を出席させ、その意見を聴取することができる。

（事務）

第18条 委員会の事務は、関係部課の協力を得て、環境安全衛生管理室において処理する。

### 第3節 安全衛生委員会

第19条 本庄事業場、鍋島事業場及び医学部附属病院事業場に、法第18条の規定により安全衛生委員会を置く。

2 安全衛生委員会の運営に関し必要な事項は、安全衛生委員会が別に定める。

### 第3章 健康管理

#### (作業環境測定)

第20条 学長は、法第65条及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第21条の定めるところにより、作業環境測定を行い、その結果を評価し、記録しておかなければならない。

2 学長は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため、必要があると認められるときは、施設又は設備の設置若しくは整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

#### (健康診断)

第21条 学長は、次に掲げる健康診断を行わなければならない。

(1) 一般健康診断

(2) 特殊健康診断

2 学長は、前項の健康診断のほか、必要と認める場合は、臨時に職員の健康診断を行うものとする。

3 前2項に掲げる健康診断に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### (受診義務)

第22条 職員は、本法人が行う健康診断を受けなければならない。ただし、本法人が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を本法人に提出したときは、この限りでない。

#### (通知義務)

第23条 学長は、健康診断の結果を、遅滞なく、受診した職員に通知しなければならない。

#### (指導区分の決定等)

第24条 産業医は、健康診断の結果、健康に異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その職員の職務の内容及び勤務の強度を考慮して、別表に定めるところにより指導区分を決定し、学長に報告しなければならない。

2 産業医は、指導区分の決定を受けた職員の医療に当たった医師が指導区分の変更について意見を申し出た場合その他必要と認める場合は、指導区分を変更し、学長に報告しなければならない。

#### (事後措置)

第25条 学長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

#### (病者の就業禁止)

第26条 学長は、法第68条の規定により次の各号のいずれかに該当するものについては、その就業を禁止する。ただし、第1号に掲げる者について感染予防の措置が行われている場合は、この限りでない。

(1) 病毒伝播のおそれのある感染性の疾病にかかった者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前2号に準ずる疾病にかかった者

2 学長は、前項の規定により就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

#### (健康管理の記録)

第27条 学長は、健康診断の結果を、健康診断票に記録し、省令の定めるところにより保存するもの

とする。

(ストレスチェック)

第28条 学長は、法第66条の10の規定により職員に対し、産業医による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行わなければならない。

2 前項に規定するストレスチェックに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(通知義務)

第29条 学長は、ストレスチェックの結果を、当該検査を行った産業医から遅滞なく当該検査を受けた職員に通知されるようにしなければならない。この場合において、産業医は当該検査を受けた職員の同意を得ずに、検査結果を学長に提供してはならない。

(面接指導の実施)

第30条 学長は、ストレスチェックの結果、心理的負担の程度が高く、面接指導が必要と認めた職員が面接指導を希望する場合は、遅滞なく産業医による面接指導を行わなければならない。この場合において、学長は、職員が面接指導を希望したことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、前項の面接指導の結果を記録しなければならない。

3 学長は、面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医に意見を聴かなければならない。

(事後措置)

第31条 学長は、前条の規定による産業医の意見を勘案し、必要があると認めた職員については、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(結果の記録)

第32条 学長は、職員が同意し、提供されたストレスチェックの結果を記録し、省令の定めるところにより保存するものとする。なお、職員の同意が得られないストレスチェックの結果については、産業医が保存するものとする。

## 第4章 安全衛生教育

(安全衛生教育)

第33条 学長は、職員に対し、省令の定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(教育の種類)

第34条 安全衛生教育は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規採用職員教育
- (2) 作業内容変更時教育
- (3) 特殊業務従事者教育

## 第5章 災害の予防

(災害防止措置)

第35条 学長は、次に掲げる危険を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械、器具その他の設備による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険

2 学長は、職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、次に掲げる健康障害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- (3) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- (4) 排気、廃液又は残さい物による健康障害

4 学長は、職員を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保湿、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、風紀及び生命の保持のため、必要な措置を講じなければならない。

5 学長は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 健康の確保

(中高年齢者等についての配慮)

第36条 学長は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならない。

(快適な勤務環境の形成)

第37条 学長は、職場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

- (1) 勤務環境を快適な状態に維持管理するための措置
- (2) 職員の疲労を回復するための施設又は設備の設置若しくは整備
- (3) 学内における受動喫煙を防止するための必要な措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

(健康教育等)

第38条 学長は、健康教育及び健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため、必要な措置を継続的かつ計画的に講じなければならない。

## 第7章 雜則

(秘密の保持)

第39条 職員の安全衛生業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も、同様とする。

(補則)

第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月19日改正）

この規程は、平成17年4月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年6月7日改正）

この規程は、平成17年6月7日から施行する。

附 則（平成18年3月16日改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月31日改正）

この規程は、平成18年7月31日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成22年3月25日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月25日改正）

この規程は、平成27年9月25日から施行する。

附 則（平成27年11月12日改正）

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月2日改正）

この規程は、令和元年10月2日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和3年3月24日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

別表（PDF）